

## 第一経営川越事務所からのお知らせ

今月より、皆様にお役に立つ情報をお届けします。私たち第一経営は、①税制の民主化・納税者の権利を守る、②中小企業の経営の発展に寄与する、③中小企業家の多面的な要求解決のために努力する、という事務所の理念を皆様と共に実現したいと思っています。

## 税制ニュース

平成 21 年 6 月に財務省から「経済危機対策における税制上の措置」として、措置法の改正がありました。この内、身近に影響があると思われるものを 2 点紹介します。

### ①住宅取得等のための金銭贈与に係る贈与税の軽減 (以下の 2 年間)

平成 21 年 1 月 1 日から平成 22 年 12 月 31 日までの間に、20 歳以上の子供が父母(祖父母等)から住宅(土地や増改築も含める)取得のため金銭の贈与を受けた場合には、その期間を通じて 500 万円まで贈与税を課されないこととします。

### ②中小企業(資本金 1 億円以下の法人)の交際費課税の軽減

法人の交際費について、経費にできる金額が 400 万円から 600 万円になりました。

※1 交際費の内、10%は経費にできないのは従来通りです。

※2 平成 21 年 4 月 1 日以後に終了する事業年度から、この規定は適用されます。



### ▼記帳講習会のご案内▼

日時… 7月7日(火) 14:00~16:30

8月4日(火) 14:00~16:30

参加料金… 2,000 円

パソコンによるシンプルな会計ソフトを差し上げて、それを使った講習会を開催しております。ご興味のある方は、各担当者にご連絡ください。